

# 宇治田原町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年4月11日

宇治田原町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置付けられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に取り組んでいく必要がある。

宇治田原町においては、平地と中山間地域が混在しており、地域の実態に応じた取り組みを推進するとともに、対策を図ることが求められている。

これらを踏まえたうえで、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、農地利用の最適化を一体的に進めることができるよう、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2993号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその計画に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 遊休農地の発生防止・解消について

### (1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地率 (B/A)
現状 (平成30年3月)	538.3 ha	21.3 ha	4.0 %
3年後の目標 (平成32年3月)	540.0 ha	21.0 ha	3.9 %
目標 (平成35年3月)	540.0 ha	20.7 ha	3.8 %

### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農業委員と推進委員が連携のうえ、利用状況調査、利用意向調査を実施し、その結果に基づき遊休農地の所有者等に指導や遊休農地の活用に向けた相談活動等、農地の利用関係の調整を実施する。

イ 遊休農地の所有者の意向を踏まえ、農地中間管理機構への貸付けや農地売買特例事業への誘導を図る。

ウ 既に山林化、原野化し、農地への復元が困難な農地または、復元しても営農の継続が困難な農地については、非農地判断を実施し、守るべき農地の明確化を図る。

## 第3 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (平成30年3月)	538.3 ha	164.4 ha	30.5%
3年後の目標 (平成32年3月)	540.0 ha	166.0 ha	30.7%
目標 (平成35年3月)	540.0 ha	167.0 ha	30.9%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

ア 高齢農業者が所有する農地について、貸付希望等の情報を関係機関と共有を図り、利用権設定や農地中間管理事業の活用等により、担い手に集積・集約を促進する。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等を担い手（認定新規就農者）として確保・育成を図り、後継者のいない農業者等から経営継承が行われるよう地域と連携を行う。

#### 第4 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 新規参入者耕作面積
現状 (平成30年3月)	5経営体 1.7 ha
3年後の目標 (平成32年3月)	6経営体 2.1 ha
目標 (平成35年3月)	7経営体 2.5 ha

※新規参入者は、認定新規就農者数

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

ア 関係機関（JA、京都府、宇治田原町 等）と一体となり就農相談等を行い、新規就農を促進する。

イ 農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入れ条件の調整等、後見人の役割を果たすことにより、後継者が不足する地域において経営継承が円滑に行われるよう努める。